

第31回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年12月19日(月) 午後3時30分から午後4時20分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員(15名)

会長	15番	内田紀吉		
委員	1番	白石敏雄	2番	鈴木英子
	3番	齋藤典子	4番	和氣操
	5番	格和薫	6番	大島正良
	7番	平久井順一	8番	増渕由男
	9番	渡邊浩正	10番	永島誠一
	11番	齋藤好友	12番	石下福一郎
	13番	八木澤寛夫	14番	柳田実

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 非農地証明の決定について
- (5) 非農地通知の決定について
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (7) 矢板市農業委員会の委員選任に関する要綱(案)について
- (8) 矢板市農地利用最適化推進委員委嘱等に関する要綱(案)について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	津久井 保
局長補佐	坪山好治
副主幹	岡 信乃
副主幹	高塩康幸

8 会議の概要

内田会長	本日は、ご苦労さまです。 本日は、出席委員が現在15名であり、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。 それでは、ただいまから第31回矢板市農業員会総会を開催します。
議 長 (内田会長)	これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。 (議長一任の声有り)
議 長	ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。 それでは、3番齋藤委員、13番八木澤委員を指名しますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声有り)
議 長	異議なしと認め、3番齋藤委員、13番八木澤委員を議事録署名委員といたします。 続いて、付議事件(2) 議案第1号、第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。(議案書により説明) 議案第1号は、現在申請地を耕作している息子に農地を譲るため申請した案件です。議案第2号は、農地を購入し、経営規模拡大するため申請した案件です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。 次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第2班、班長9番渡邊委員にお願いします。
9番渡邊委員	委員番号9番の渡邊です。本日午前9時30分から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第3条を2件、農地法第4条を1件、非農地証明2件、非農地通知4件、計9件の現地調査を実施いたしました。 何ら問題ないと見て参りましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方の慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	現地調査の総括的な報告が終わりました。 次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、7番平久井委員にお願い

します。

7 番平久井委員

7 番の平久井です。現地案内図の 1 ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第 1 号は、草刈もしており、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。それでは、次に議案第 2 号の現地調査の詳細な報告を 1 番白石委員をお願いします。

1 番白石委員

1 番の白石です。現地案内図の 2 ページをご覧ください。

申請地のうち、北側の田は荒れている状態となっており、南側の農地は耕作できるような状態でした。何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第 1 号、第 2 号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

それでは、議案第 1 号から第 3 号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(3) 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。では、事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の 2 ページをご覧ください。(議案書により説明)

議案第 2 号は、農業用機械や、乾燥機などの農業用倉庫用地として使用するため申請した案件であります。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第 3 号の現地調査の詳細な報告を、9 番渡邊委員をお願いします。

9 番渡邊委員

9 番の渡邊です。現地案内図の 3 ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は、農業振興地域の手続き(軽微な変更)は行っていましたが、手続きはそこまでで終了しており、それから数年が経過し、申請に至

った案件であります。何ら問題ないと見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第3号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件
(4) 議案第4号、第5号 非農地証明の決定について議題に供します。

事務局長

それでは、議案書の3ページをご覧ください。(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、1番白石委員にお願いします。

1番白石委員

1番の白石です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、荒れた状態になっていますが、たしかに当時火薬庫がありました。やむを得ないと思われませんが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、7番平久井委員にお願いします

7番平久井委員

7番の平久井です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

何年か前に農振除外したところであり、問題ないとみましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第4号、第5号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長	議案第4号、第5号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。 (異議ありませんの声有り)
議 長	異議なしと認め原案のとおり決定いたします。 同じく付議事件(5) 議案第6号から議案第9号から 非農地通知の決定について議題に供します。では、事務局の説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の4ページをご覧ください。(議案書により説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、7番平久井委員にお願いします。
7番平久井委員	7番の平久井です。現地案内図の6ページをご覧ください。 【申請地の位置を説明】 一面にカヤが生えている状態のため、仕方ないと思われます。皆様のご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました。次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、1番白石委員にお願いします。
1番白石委員	1番の白石です。現地案内図の7ページをご覧ください。 【申請地の位置を説明】 現状は、荒れています。公衆用道路がなく、どこから入るか難しい農地のため、やむを得ないと思われます。皆様のご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました。次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、9番渡邊委員にお願いします。
9番渡邊委員	9番の渡邊です。現地案内図の8ページをご覧ください。 【申請地の位置を説明】 現地は、数年前までは、シノをなんとかしていたと思われる形跡はありましたが、現在は、ほとんど山林の状態です。やむを得ないと思われます。皆様のご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました。次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、引き続き9番渡邊委員にお願いします。
9番渡邊委員	9番の渡邊です。現地案内図の9ページをご覧ください。 【申請地の位置を説明】 現地は、宅地のとなりで、よう壁の上にある土地で、農地と判断する

議 長

のは無理と見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第6号から第9号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長

議案第6号から議案第9号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続きまして、付議事件(6) 議案第10号から議案第107号 農用地利用集積計画に係る意見決定を議題に供します。

事務局長

それでは、議案書の5から11ページをご覧ください。

【議案第10号から議案第107号を議案書をもとに朗読】

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第10号から第107号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長

議案第10号から議案第107号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(7) 矢板市農業委員会の委員選任等に関する要綱(案)について議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、要綱(案)の説明をいたします。今後は、この案をもとに農業委員の募集をしたいと考えておりますが、議案書とお送りしたものに変更が生じたので、ご説明いたします。第3条「推薦及び募集の資格」で、「付属機関に属さない者」とすると、農業振興地域整備計画促進協議会など会長や職務代理が委員をしている矢板市に関するの議題を審議する機関がそれに該当してしまうため削除しました。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長 原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(8) 矢板市農地利用最適化推進委員委嘱等に関する要綱(案)について議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、要綱(案)の説明をいたします。こちらも、先ほどの案件と同じ「資格」のところで、一部削除し変更が生じたところでございます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長 原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
以上で、本日の審議事項を終了することができました。
その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

- ・NTTドコモより、携帯電話用無線基地局設置に伴う農地法適用除外届が出ていますので、ご承知おきください。
- ・東京電力より、系統連系接続工事の事業計画書が出ていますので、ご承知おきください。
- ・農業委員会制度変更に伴う今後のスケジュールは、別紙のとおりです。また、1月4日の広報と併せて班回覧を別添パンフレットにて行います。

議 長 それでは以上を持ちまして、第31回農業委員会総会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 内田紀吉

議事録署名委員 齋藤典子

議事録署名委員 八木澤寛夫